

『松阪市行財政改革大綱』・

『松阪市行財政改革大綱アクションプラン』の取組総括について（報告）

（計画期間：平成 26 年度～平成 29 年度）

（実施期間：平成 26 年度～平成 28 年度）

平成 29 年 3 月

松阪市

目次

総括にあたって	P. 1
『松阪市行財政改革大綱』の基本的な考え方と基本方針	P. 2
～基本方針単位の総括～	
Ⅰ. 事務・事業などの見直し	P. 4
Ⅱ. 公共・公用施設の「施設仕分け」による最適管理	P. 6
Ⅲ. これからの松阪市行政のあり方の検討	
①合理的に機能する行政組織の構築	P. 9
②地域主体の地域づくりの推進と市の支援体制	P. 11
Ⅳ. 定員管理の適正化と人材育成	P. 13
Ⅴ. 自主財源の確保と公平な受益者負担の検証	
①自主財源の確保	P. 15
②公平な受益者負担の検証 使用料見直しに向けた取組方針	P. 18
資料編	P. 20

総括にあたって

松阪市は、平成17年1月1日の1市4町による合併時、すでに少子高齢社会の到来、社会経済の成熟化にともなう行政課題の変化、「地方分権」の推進により増加する事務、市民ニーズの多様化等に直面している状況にありました。

このような状況において、合併によるスケールメリットを早期に実現するとともに、将来にわたって行政サービス水準の維持・向上をめざし、地域の特性に応じた自立した自治を実現するため、平成18年3月に「松阪市行財政集中改革プラン※」を策定し、財政の健全化をはじめとした各種取組を進めてきました。

その後、平成23年11月には、「松阪市行財政集中改革プラン」の取組を検証するとともに、持続可能な市政運営による改革の実現をめざした、新たな行財政改革を進めていくための指針として、『松阪市行財政改革大綱』、『松阪市行財政改革大綱アクションプラン』（以下、「大綱アクションプラン」という。）を策定しました。

この大綱アクションプランでは、行政と市民が担うべき役割を再認識し、それぞれが力を発揮しあうことで、光輝く松阪市を実現すると同時に、歳出の抑制にも取り組んでいくものとし、「『税金を投入すべきもの』を見極める」、「市民の自治力への期待」、「合理的で質の高い仕事を追求する」という3つの基本方針を掲げました。

また、平成26年3月には、「総合計画」の見直しにあわせて、市政を取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化に対応できるよう、「大綱アクションプラン」の見直しを実施しました。

そして、平成28年度、新たな「総合計画」の策定に伴い、「大綱アクションプラン」の考え方を受け継ぐ新たな「行財政改革」の方針として、『松阪市行財政改革推進方針』を策定しました。

このたび、平成26年度以降の計画期間における「大綱アクションプラン」に掲げた取組内容についてとりまとめ、継続課題や各取組の今後の方針等を『松阪市行財政改革推進方針』における「改革の視点」の「具体的取組」へとつなげ、さらなる「行財政改革」の推進を図ります。

※「松阪市行財政集中改革プラン」とは…

総務省が平成17年3月、「新地方行革指針」により、全ての自治体に対して、策定及び公表を要請したものが「行財政集中改革プラン」である。本市においては、平成17年の合併後、将来にわたって行政サービス水準を維持・向上し、市民満足度を高め、地域の特性に応じた自立した地方自治を実現していくために、従来の行政運営のやり方や発想を抜本的に見直し、行政が担うべき使命と役割を十分に認識しながら、合併によるスケールメリットを早期に実現し、強い行財政基盤の構築を実現するため、平成18年3月、「松阪市行財政集中改革プラン」を策定した。

『松阪市行財政改革大綱』の基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方

1. 「税金を投入すべきもの」を見極める

税を無駄なく、必要なサービスを選択して適用することがすべての行政サービスにおける基本となる。そのためには、法令の目的・趣旨・道理などに基づき、事業の優先性を考えるだけでなく、将来の市民ニーズなどを勘案して判断していく必要がある。

2. 市民の自治力への期待

経済の発展や生活環境の変化などによりニーズが多様化する中では、その課題を解決するための担い手として、コミュニティの自治力に大きな期待が寄せられる。一方で、少子高齢社会の到来、過疎化の進行など様々な要因によるコミュニティの希薄化が危惧されており、豊かな社会を実現していくには、市民や各種団体、事業者などコミュニティを形成するすべての主体と行政が、一緒に考え、それぞれが持つ力をそれぞれの立場で発揮し、融合していく必要がある。

3. 合理的で質の高い仕事を追求する

市民が拠出する税を基本としてサービスを提供する機関であることを踏まえ、常に行政職員は事務改善などによって合理性を追求し、税を最大限生かすことができるよう、最少の経費で最大の効果を挙げる不断の努力を行う必要がある。

基本方針

I. 事務・事業などの見直し

事業仕分けの4つの視点である、「そもそもの必要性」、「行政の関与の必要性」、「効果的・効率的な実施手法」、「実施規模の妥当性」に基づき、「実施計画の策定」や「予算編成」において、税を投入していくものを見極めていくとともに、より効果的・効率的な市民サービスの提供ができるよう、市民の意見の反映やPDCAサイクル機能を活用した評価手法の構築についても検討していく。

II. 公共・公用施設の「施設仕分け」による最適管理

市が保有する公共・公用施設について、「施設経営の視点」に立ち、「保有」から「活用」への発想の転換と、行政が引き続き施設として提供する必要があるかどうか、税投入の必要性を検討していく。施設の廃止や複合化、民営化等を検討するとともに、市が保有する必要性の高い施設においても、最適な経営手法を検討、導入していく。

III. これからの松阪市行政のあり方の検討

行政の組織体制については、行政に対するニーズや環境の変化、新たな行政課題に対応していくため、その時代に即した効率的な組織体制の実現を常に追求していく必要がある。

組織体制については、総合計画に示す将来像を実現するための実動部分としての重要な位置づけであることから、総合計画の計画期間に合わせ、4年ごとに見直しを実施していく。

また、同時に市民の自治力をさらに高め、コミュニティの課題を市民と協力して解決するための制度や支援体制の検討を行うとともに、よりスリムで効率的に質の高い市政運営ができる体制の構築に取り組んでいく。

IV. 定員管理の適正化と人材育成

限られた経営資源の中で、市政運営を効率的・効果的に行っていくためには、定員管理の適正化に引き続き取り組むとともに、質の高いサービスを提供するため、職員一人ひとりの能力・可能性を十分に引き出すことのできる人材育成の基盤づくりに努めていく。

V. 自主財源の確保と公平な受益者負担の検証

健全な市政運営の実現には、歳出の抑制のみならず、歳入確保の取組も不可欠である。公平性・透明性を確保していくためにも、市税収納率の向上を強力に進めていくだけでなく、徴収が困難な各種未収債権についても、特化して集中的に回収する機能を強化していく。

また、有料広告事業をはじめとする新たな自主財源の確保についても引き続き進めていくとともに、使用料、手数料などについて、受益者負担と税負担の公平性の観点から、使用料等の見直しを図っていく。

重点的な取組	I. 事務・事業などの見直し
主な担当課(室)	経営企画課
取組主旨	市民のみなさまの大切な税を有効に活用し、「総合計画」に掲げる政策を実現していくため、「事業仕分け」で培った「そもそもの必要性」、「行政の関与の必要性」、「効果的・効率的な実施手法」、「実施規模の妥当性」という4つの視点をもって、市の全事業のあり方を見直し。

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総合計画 基本計画		
①実施計画	①実施計画	①実施計画
②施策展開調書による評価	②施策展開調書による評価	②施策展開調書による評価
③事務・事業の見直し	③事務・事業の見直し	③事務・事業の見直し
④施策評価手法の検討	④新施策評価手法の試行	④新施策評価手法の導入
		⑤市民幸せ調査*

2. 計画期間における取組状況

①実施計画 ②施策展開調書による評価 ③事務・事業の見直し	実施状況	実施済
主な実績		<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画」期間内に市が実施する事業の具体的取組を示す「実施計画」を毎年度策定し、平成 28 年度策定時には、各事業の進捗状況を測る「活動指標」を新設しました。 ・部長ヒアリングや市長・副市長ヒアリングの中で、「総合計画」の各施策の取組実績や進捗状況を示した「施策の展開調書」を用い、課題や反省点を共有し、事業費等の妥当性や「効率的・効果的な事業実施手法」等について、協議を実施しました。

④新施策評価手法の導入	実施状況	一部実施
主な実績		<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価の判断基準となる「指標」の設定方法について、先行自治体の事例等に基づく検討や、有識者との協議を実施しました。 ・平成 28 年度を初年度とする「総合計画」策定に際し、「総合計画」を主軸とした、新たな施策評価制度の構築を進めていますが、導入には至りませんでした。

⑤市民幸せ調査※「総合計画策定に関する意識調査」として実施	実施状況	実施済
主な実績		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 3 月に市内在住の満 15 歳以上の男女から無作為に抽出した 5,000 人を対象として、「総合計画策定に関する意識調査」を実施しました。 2,371 件の回答（有効回答率 47.4%）を分析し、市民の暮らしや考え方、市政に対する意識、また、市政の課題について把握し、「総合計画」策定の手がかりとしました。

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・「松阪市ジョイントパートナー制度」の実施（平成 27 年度） ・「行政事業の総点検」の実施（平成 28 年度） ・「部局長の『政策宣言』」の見直し（平成 28 年度）
--

4. 今後の方針

①実施計画 ②施策展開調書による評価 ③事務・事業の見直し	今後の方針	継続
理由等	・「実施計画」は、「総合計画」に掲げる各施策の具体的事業をまとめたものであり、「総合計画」の進捗状況を判断する基礎であることから、今後も毎年度更新していきます。 ・「実施計画」と「施策評価」連動させることで事務・事業を見直し、施策の軌道修正を行うことで、「総合計画」を軸とした PDCA サイクルの循環を促進します。	

④新施策評価手法の導入	今後の方針	再構築
理由等	・「施策」の構成単位である各「事業」の評価を基礎とした「施策評価」の仕組みの導入に向け、有識者との協議を進めるとともに、事務負担を出来る限り抑制できるような手法の研究を進め、早期導入をめざします。	

⑤市民幸せ調査 ※「市民意識調査」へ名称変更	今後の方針	継続
理由等	・「総合計画」の将来像実現に向けたまちづくりを推進していく上で、市内で暮らし、働く方々の実感に基づく評価は欠くことはできません。 今後も「総合計画」の基本計画を見直す時期に「市民意識調査」を実施することに加え、より「効率的・効果的な実施手法」や、中間調査の実施等についても検討していきます。	

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

【「松阪市ジョイントパートナー制度」の見直しによる民間活力の導入】

平成 27 年度に運用を開始した「松阪市ジョイントパートナー制度」は、事務・事業の見直しの方向性のひとつである「民間活力の導入」を推進するための手法のひとつです。この制度をより幅広く応用できるよう実施手法等を見直し、民間委託等を推進します。

【「部局長の『政策宣言』」の見直し】

平成 21 年度より実施している、「部局長の『政策宣言』」について、期首に設定した目標に対する実績を「Check（評価）」し、「Action（改善）」につなげられるよう様式等を変更し、部局単位の PDCA サイクルを有効に機能させ、組織のマネジメントツールとして活用します。

【「(仮) 民間委託等の導入に関するガイドライン」の策定】

現在、事務・事業に対する「民間活力の導入」検討は、各所管課の判断に基づいており、全庁的に「民間活力の導入」を推進していくためには、市としての統一的な考え方と、導入基準を明示することが必要であることから、「(仮) 民間委託等の導入に関するガイドライン」を策定し、市の「民間活力の導入」の指針とします。

重点的な取組	II. 公共・公用施設の「施設仕分け」による最適管理
主な担当課(室)	公共施設マネジメント推進室
取組主旨	(1) 施設の最適化 (2) 地域特性に配慮した施設整理 (3) 施設の分野別配置の整理 (4) 維持管理コストの最適化と長寿命化 (5) サービスの一層の充実(「保有」から「活用」への転換) の5つの方針に基づき、効率的で効果的な公共・公用施設の最適管理を進める。

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①評価	①評価	①評価
②庁内検討委員会		
③公共施設白書作成	④再配置計画策定	
⑤施設カルテの検証・施設の評価、見直し、進捗状況の公表		
⑥特定分野別ワークショップ	⑥特定分野別ワークショップ	⑥特定分野別ワークショップ

2. 計画期間における取組状況

①評価	実施状況	実施済
主な実績	・松阪市行財政改革大綱アクションプランの「公共・公用施設の最適管理に向けた基本方針」に基づき、「施設マネジメント推進委員会」において公共施設の適正配置、縮減等について協議を実施しました。	
②庁内検討委員会	実施状況	実施済
主な実績	・公共施設マネジメントの全庁推進体制として、「施設マネジメント推進委員会」を設置し、施設所管課等の協力のもとで、今後40年間を計画期間とする「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定に取り組みました。	
③公共施設白書作成	実施状況	実施済
主な実績	・将来人口の推移や財政状況、公共施設に係る更新費用の推計について分析するとともに、大学の協力を得て、本市が保有する公共施設の施設分野別の現状と課題についても分析・検証を行ったうえで「公共施設白書」を取りまとめました。(平成27年5月公表)	
④再配置計画策定	実施状況	実施済
主な実績	・平成26年度に総務省から全国の地方自治体に対して、長期的展望に立った施設の維持管理手法等を取りまとめた「公共施設等総合管理計画」の策定及び、これに基づく公共施設マネジメントへの取組要請が行われたことから、「施設マネジメント推進委員会」等を活用しながら、今後の再配置等計画のベースとして、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。(平成28年5月公表)	

⑤施設カルテの検証・施設の評価、見直し、進捗状況の公表		実施状況	一部実施
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する全公共施設を対象に、建物の基本情報や管理運営の概要、維持管理経費、利用状況等を「施設カルテ」として一元化し、公共施設の可視化を図るとともに、「公共施設白書」や「公共施設等総合管理計画」の策定作業の基礎資料として活用しました。（平成25年度版—平成27年6月公表、平成26年度版—平成28年3月公表） ・「施設カルテ」を用いて施設マネジメントを行うなかで、平成25年度に抽出した「短期検討施設14施設」においては、一定の方向性を導くことができたものの、その他の施設についての「評価や見直し」については一部実施に留まりました。 		

⑥特定分野別ワークショップ		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅のあり方市民討議会（平成26年10月実施） 市が保有する公共施設の約16%を占め、特に老朽化が著しい「市営住宅」を対象に、建替えや用途廃止等、今後のあり方について、市民や入居者とともに討議を行いました。また、これを受けて平成27年度には、「市営住宅のあり方検討委員会」を設置し、討議会の結果等を加味しながら、検討を進め、平成29年1月には答申が提出されました。 ・文化センターのあり方市民討議会（平成27年11月実施） 市町合併前に建設され、施設の維持管理費に大きな財政負担を要する市内に4か所存在する文化センター（クラギ文化ホール、農業屋コミュニティ文化センター、嬉野ふるさと会館、飯南産業文化センター）について、有識者や施設利用者等と討議を実施し、今後のマネジメントの参考となる意見・提案をいただきました。 ・小・中学校施設のあり方市民討議会（平成29年2月実施） 小・中学校施設の今後のあり方について、市民と一緒に考える機会として開催し、今後の小・中学校施設マネジメントの方向性を検討しました。 		

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

【個別施設の横断的協議の実施】

個々の施設の部局を超えた横断的マネジメントを進めるため、関係所管課による個別施設の検討会議を開催し、施設の統合や民間移譲などの具体的なマネジメント手法について協議し、それぞれの施設の方向づけを行いました。

【公共施設マネジメント基金の設置】

施設等の集約化や複合化、転用、除却などの総量縮減に必要な経費に充当する財源を確保するため、「公共施設マネジメント基金」を設置し、平成28年度より運用を開始しました。

4. 今後の方針

①評価 ②庁内検討委員会		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメントの推進にあたっては、施設の所管課長等で構成する「施設マネジメント推進委員会」において、それぞれの課題の整理や対応方針について、担当部局や施設種別を超え、全市的な視点で「縦断的」かつ「横断的」な議論・検討・評価を行い、施設の全体最適化を図っていきます。 		

③公共施設白書作成		今後の方針	再構築
④再配置計画策定			
理由等	<p>・持続可能な市政運営を実現するため、市が公共施設マネジメントの「グランドデザイン」として位置づける「松阪市公共施設等総合管理計画（平成28年5月）」と「個別施設計画（策定中）」（計画期間：40年間）にそれぞれの施設の方向性や具体的な行動計画を示し、全庁的に中長期的な視点からの取組を進めています。</p> <p>この「松阪市公共施設等総合管理計画（平成28年5月）」、「個別施設計画（策定中）」は、年度ごとに進捗管理と取組成果の検証を行い、適宜、計画の見直しを行うとともに、適切なフォローアップに努めます。</p> <p>今後は、「公共施設白書」に代わり、「松阪市公共施設等総合管理計画（平成28年5月）」と「個別施設計画（策定中）」を中心に公共施設マネジメントを進めていきます。</p>		

⑤施設カルテの検証・施設の評価、見直し、進捗状況の公表		今後の方針	継続
理由等	<p>・「施設カルテ」の検証・施設の評価、見直し、進捗状況の公表は、公共施設マネジメントを進めるうえでの基本となるものであることから、引き続き継続していきます。</p>		

⑥特定分野別ワークショップ		今後の方針	廃止・休止
理由等	<p>・市営住宅のあり方市民討議会（平成26年10月）、文化センターのあり方市民討議会（平成27年11月）、小・中学校施設のあり方市民討議会（平成29年2月）と3年間にわたって特定分野別の討議会を開催し、延床面積で大きな割合を占める施設に関しては実施したことになるため、以降については一旦休止とします。</p> <p>しかしながら、公共施設マネジメントの推進にあたっては、必要性があれば市民懇談会、説明会等を開催し、市民と行政が施設の現状や課題を共有し、合意形成を図りながら、施設の今後の方向性等についての検討を進めていく予定です。</p>		

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

【有効活用と予防保全】

施設の機能が不要となれば物理的寿命に達する前に解体するのではなく、施設の機能的寿命という観点で、他の活用方法について検討を行い、総合的な視点から、施設の今後の方向性を判断します。必要に応じて予防保全措置を講じ、長期的に存続させるべき施設については長寿命化を図ります。

重点的な取組	III. これからの松阪市行政のあり方の検討 ①合理的に機能する行政組織の構築
主な担当課(室)	経営企画課
取組主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合計画に掲げる将来像を実現するための組織体制」という位置づけのもと、総合計画の基本計画の策定期間に合わせ、市役所組織のあり方を検討していく。 ・前回の組織改編（平成 26 年 4 月 1 日）時からの継続課題である「本庁と地域振興局との組織のあり方」、「スポーツ振興と文化振興」に関する組織上の位置づけ等について、引き続き整理を進めていく。

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大綱見直し年度 (組織機構改革)		
①必要に応じた組織体制の見直し・検証		
②地域振興局の組織体制の見直し		

2. 計画期間における取組状況 ※P.21 資料 1 も併せてご覧ください

①必要に応じた組織体制の見直し・検証		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度の組織機構改革時に、15 部（局）とした組織体制について、「スリムで簡素で効率的」という視点で整理を行い、平成 29 年 4 月 1 日からの新組織を、9 部（局）とし、連携の強化を図りました。また、本庁から独立していた各地域振興局を本庁「企画振興部」内に位置づけ、市としてより一体的な政策推進をめざします。 ・「健康ほけん部」と「福祉部」を統合し、就学前児童における各種手続き等のワンストップ化による利便性の向上、子育て環境の充実を目的とした「こども局」を設置しました。 ・「産業経済部」に、これまで教育委員会事務局が所管していた「文化に関すること」を移管し、文化振興と地域づくり・まちづくり施策の連携強化を図りました。 ・「スポーツ振興」の組織上の位置づけの整理については、スポーツが市民に対して果たす役割等について検討を進めました。 		

②地域振興局の組織体制の見直し		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域振興局を本庁「企画振興部」内に位置づけるとともに、地域振興局自体の組織体制の見直しを行い、市民への影響が少ないと判断できる業務等については、可能な限り本庁各部（局）へ集約し、業務の効率化を図る整理を行いました。 (例：「地域整備課」の業務を本庁に集約し、嬉野・三雲管内と飯南・飯高管内にそれぞれ「農林水産事務所」と「建設保全事務所」を 1 か所ずつ配置する。) 		

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 4 月 1 日からの組織体制に係る市長からの「諮問」に対する「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」の「答申」の提出（平成 28 年度）。

4. 今後の方針

①必要に応じた組織体制の見直し・検証		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織機構は、「総合計画」に示す将来像を実現するための手段のひとつであることから、「総合計画」の見直し時期（平成 32 年 4 月予定）に併せて、再度見直しを実施する予定であり、これに向けて、今回の組織機構改革による成果と課題について検証するとともに、今回整理が果たせなかった継続協議案件についても、引き続き検討を進めます。 ・「スポーツ振興」の組織上の位置づけの整理については、平成 33 年「三重とこわか国体」等の開催を控えるなかで、本市が果たす枠割の整理を含めて、引き続き協議を継続します。 		

②地域振興局の組織体制の見直し		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口関連業務のように、市民への影響が大きいと考えられる業務については、今後もサービスを提供していく必要がありますが、本庁組織等で一括して実施することで、より効率的に業務を進めることが可能と判断したもののについては、集約化を行い業務の効率化につなげていく整理を進めます。 ・本庁へ集約した場合の執務スペース等の課題等について、庁舎のさらなる効果的な活用方法を検討するとともに、出張所や地区市民センター等の窓口についても、引き続き検討していく必要があります。 		

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

<ul style="list-style-type: none"> ・窓口関連業務については、その必要性を精査した上で、窓口機能の再編、集約化を進めていく必要があります。また、その主体についても、最も効率的で効果的に質の高いサービスが提供できるよう、既存の窓口形態にとらわれることなく、民間事業者、施設等の活用を加味し、検討していく必要があります。
--

重点的な取組	Ⅲ. これからの松阪市行政のあり方の検討 ②地域主体の地域づくりの推進と市の支援体制
主な担当課(室)	地域づくり応援室
取組主旨	コミュニティの課題解決に向けて、地域全体の意見をまとめる民主的な組織として住民協議会による地域づくりが平成 24 年 4 月に全市域でスタートし、地域の中長期的な将来ビジョンである「地域計画」を策定し、地域課題の解決に向けた様々な取組を推進している。 市では、住民協議会が、自主性、自律性を発揮し、十分に機能するために、財政的支援、人的支援などのサポートを行う。

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①住民協議会への支援		
②庁内におけるモデルケース案の検討		②モデルケース案などを通じた行政組織体制の検証

2. 計画期間における取組状況 ※P.24 資料 2 も併せてご覧ください

①住民協議会への支援	実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援として、住民協議会が創意工夫を凝らし、自己決定、自己責任のもと地域課題の解決のための事業を安定して行えるよう、活動交付金を交付しました。 ・人的支援として、職員が「地域主体の地域づくり」の必要性をしっかりと認識し、それぞれが担当している業務において地域と連携できる庁内体制を整えられるよう、職員研修や地域応援隊の登録を行いました。また「地域計画」の実行に向けて、協働事業推進担当者を選出し、連携の仕組みづくりを行いました。 ・住民協議会の人材育成のための、事務局員の実務研修会やファシリテーション研修会を開催しました。 	

②庁内におけるモデルケース案の検討 モデルケース案などを通じた行政組織体制の検証	実施状況	未実施
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会」から提示されたモデルケース案の検討等については、住民協議会が成熟してくる中で、地域においてその必要性に関する議論が高まってきた段階で、改めて方向性等について検討すべきと判断したため、未実施となりました。 	

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・「住民協議会条例」の制定。(平成 27 年度) ・地域づくり活動に取り組む市民活動団体登録制度「げんきアップ松阪」の創設(平成 27 年度)
--

4. 今後の方針

①住民協議会への支援		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行う住民協議会の民主的・効率的な活動の確保を図るため、引き続き財政的支援・人的支援等必要な支援を行います。 		

②市内におけるモデルケース案の検討 モデルケース案などを通じた行政組織体制の検証		今後の方針	再構築
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからの松阪市行政のあり方市内検討委員会」から提示されたモデルケース案の検討等については、市を取り巻く情勢や時代背景等が変化してきている部分もあることから、地域の意見も集約する中で、改めて方針を検討していきます。 		

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

<ul style="list-style-type: none"> ・住民協議会の組織のあり方や運営等についての様々な課題の解消に向けて取り組む。

重点的な取組	IV. 定員管理の適正化と人材育成
主な担当課(室)	職員課
取組主旨	<ul style="list-style-type: none"> ・職員定数の適正化については、市町合併以降の取組実績を検証するとともに、多様な採用方法や適正配置等により、質の高いサービスが維持できる適正管理の新たな方針を策定する。 ・特殊勤務手当の見直しや幼稚園教諭、保育士の給料表の統一を図るとともに、市の財政事情や地域の景気動向を考慮し、市民に理解の得られる給与水準に努める。 ・平成 21 年度に策定した「松阪市人材育成基本方針」における取組実績を検証し、職員の能力や可能性を引き出す環境づくりに向けた平成 27 年度以降の実行計画を策定する。 ・平成 24 年度より開始した人事評価制度の対象を全職種に広げるとともに、HRM (Human Resource Management 人的資源管理) の観点から、職員研修や人事異動・配置などを含めた総合的かつ戦略的な人事管理システムを整備し、人事評価制度を体系的に位置づける。

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①定員管理の適正化		
「定員適正化方針」策定		
②給与管理の適正化		
「人材育成基本方針」改訂		
③人材育成の推進		

2. 計画期間における取組状況

①定員管理の適正化		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「松阪市定員適正化方針」を平成 27 年 3 月に策定し、取組結果の検証を行うとともに、平成 27 年 4 月 1 日を基準に、平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間の定員管理の適正化の基本方針を定めました。 ・同方針に基づき、年度ごとに職員採用計画を策定し、職種ごとに職員の採用を実施しました。 		
②給与管理の適正化		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月 1 日より、教育職給料表を行政職給料表(一)の 1 級から 6 級までと同一のものに改めることで、幼稚園教諭、保育士の給料表の統一を実現しました。 ・給料表の統一と同時に、現行の保育士に支給されていた特殊勤務手当(月額 3,000 円(障がい児担当は 5,000 円))を廃止しました。 		
③人材育成の推進		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪市「人材育成基本方針」及び実施計画を平成 27 年 3 月に改訂し、同計画に示した取組を着実に実行することで、職員一人ひとりの能力や可能性を最大限に引き出すことができる環境づくりに取り組みました。 ・全ての職種において人事評価制度を導入しました。(平成 28 年度より) ・人事評価結果の反映について、賞与(勤勉手当)や昇給にも評価結果を反映できるように人事評価制度庁内検討委員会にて検討し、平成 29 年度以降の評価結果の賞与(勤勉手当)への反映の方向性を『松阪市行財政改革推進方針』に示しました。 		

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

- ・「松阪市特定事業主行動計画」の策定（平成 28 年 3 月）
- ・「松阪市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」の制定（平成 28 年 4 月）
- ・ストレスチェックの実施（平成 28 年度）
- ・イクボス宣言（平成 28 年 7 月、8 月）

4. 今後の方針

①定員管理の適正化		今後の方針	継続
理由等	・「職員力」の強化」の視点から平成 31 年度以降における「松阪市定員適正化方針」の全面改定に向け取組を進めます。		

②給与管理の適正化		今後の方針	継続
理由等	・原則として国の制度に沿った給与体系に準拠しつつ、市の財政事情や地域の景気動向を考慮したうえで、市民にも理解の得られる給与水準に努めます。		

③人材育成の推進		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の費用対効果を高めるため、研修の効果測定を行うとともに、測定結果に基づき次年度以降の研修内容を改善していく PDCA サイクルの確立に取り組みます。 また、これらの取組の成果を検証する中で、「職員力」の強化」の視点から、平成 31 年度における「松阪市人材育成基本方針」の全面改定に向け取組を進めます。 ・人事評価制度がさらに効果的に運用できるよう、課長級以上の職員に対し評価結果を賞与（勤勉手当）に反映します。 		

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

- ・「職場のハラスメント防止に関するガイドライン」に基づく相談体制の整備・充実を図る。加えて、同ガイドラインに新たにマタニティハラスメント（マタハラ）、パタニティハラスメント（パタハラ）に関する事項を追加します。

重点的な取組	V. 自主財源の確保と公平な受益者負担の検証 ①自主財源の確保
主な担当課(室)	収納課、債権回収対策課、財務課、経営企画課 等
取組主旨	<p>①地域の各種団体と連携して納税啓発の充実強化を図るほか、納期内納付を推進する。また、滞納者に対する催告の充実とともに、財産差押の執行など滞納処分を強化する。</p> <p>②市税における収納率向上の取組を他の債権にも拡大するため、債権回収対策準備室を設置し、専門職の登用の有無や取り扱う債権の種類などを検討しながら体制整備を進める。</p> <p>③一般競争入札等により未利用地の売却を実施するとともに、市庁舎等の公共・公用施設に自動販売機を設置し、使用料収入を得る。</p> <p>④市の所有する各財産などに広告を掲載する「有料広告掲載事業」について、収入額の維持向上をめざした既存事業の取組の推進と、新規事業の検討を行う。</p>

1. 「アクションプラン」における当初スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①市税収納率向上に向けた各種取組		
②債権回収対策準備室設置	②債権回収対策課設置	
③公有財産の売却・貸付等		
④有料広告事業の推進		

2. 計画期間における取組状況 ※P.27 資料 3 も併せてご覧ください

①市税収納率向上に向けた各種取組		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 新たな納税環境の検討を行うなかで、平成 28 年度から公金クレジット支払いをスタートし、納税者の利便性の向上を図りました。 納税コールセンターによる電話催告を行い、再三の催告に応じない滞納者に対する財産差押等の滞納処分を強化しました。 		
②債権回収対策課設置		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月に「債権回収対策準備室」を設置、未収債権の適正管理を行うために「松阪市債権管理条例」を制定するとともに、運用マニュアル等を作成しました。また、債権徴収に関する様々な問題に対応するため、弁護士資格を持つ特定任期付職員を採用しました。 平成 27 年 4 月より債権回収対策課を設置し、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」、「保育園保育料」、「公共下水道受益者負担金」の 4 債権について、徴収困難な未収債権の移管を受け、徴収を開始しました。 平成 27 年度は、移管額 14,944,696 円に対し 9,474,970 円を徴収しました。 		
③公有財産の売却・貸付等		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等により 18 筆の公有財産を売却し、平成 26 年度から平成 28 年度の期間において、15,838,692 円の収入がありました。 市庁舎等の施設に自動販売機を設置することで、平成 26 年度から平成 28 年度の期間において、16,125,350 円の収入がありました。 		

④有料広告事業の推進		実施状況	実施済
主な実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度は、広報紙や各種封筒、ネーミングライツ事業など計 16 媒体を活用し、13,945,513 円の収入がありました。 また、物納形式（市の支出 0 円）により、「松阪市暮らしのガイド」を作成しました。 平成 27 年度は 15 媒体を活用し、14,045,813 円の収入がありました。 また、「市ホームページバナー広告」へ代理店方式を導入したことで、安定した財源の確保と、事務負担の軽減につながりました。 		

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと応援寄附金」寄附金額 平成 26 年度：40,492,455 円 平成 27 年度：129,567,055 円 松阪市クリーンセンター発電 電力売電収入（平成 27 年度～） 平成 27 年度 216,679,000 円
--

4. 今後の方針

①市税収納率向上に向けた各種取組		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 市の自主財源確保と公平公正な税負担の観点から、引き続き滞納者に対する電話や書面での催告を行い、法に則った差押等の滞納処分の強化に努めていきます。 納税者の利便性向上を図るため、引き続き新たな納税環境の整備を検討していきます。 		

②債権回収対策課設置		今後の方針	再構築
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 債権回収対策課による税外債権の徴収は、対象が 4 債権と限定的ではあるものの、確かな効果を確認できました。 一方で、債権回収対策課が担当する債権は限定的であり、市の未収債権解消をめざすためには、全庁的な債権管理の方向性を明確にしたうえで、各債権所管課がしっかりと意識を向上させ、債権管理事務に取り組むことができる体制を構築する必要があります。 		

③公有財産の売却・貸付等		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメントの推進に伴い、未利用地の増加が見込まれるため、引き続き一般競争入札等により未利用地の売却を実施し、財源確保に取り組みます。 市庁舎等の空きスペース等に自動販売機等を設置することで施設の有効活用を図り、その使用料収入を確保します。 		

④有料広告事業の推進		今後の方針	継続
理由等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度の導入以降、掲載媒体の拡充等や代理店方式の採用等により毎年順調に年間収入額を伸ばしてきましたが、近年は新たな媒体開拓等には至っておらず、今後は、既存の広告媒体の代理店方式への切替等、財源としての安定性を高める検討を進めると同時に、新たな広告媒体の調査研究に努め、収入額の向上にも取り組む必要があります。 		

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

【「ふるさと応援寄附金」の増収に向けたPR等の取組】

市ホームページや、各種イベント等でのパンフレット配布等、市外在住者への積極的なPRとともに、特産品の提供事業者拡大に努め、市の特産品の知名度向上と魅力発信を図るとともに、他市町との協力連携に努め、寄附金の増収をめざします。

重点的な取組	V. 自主財源の確保と公平な受益者負担の検証 ②受益者負担の検証 使用料見直しに向けた取組方針
主な担当課(室)	経営企画課
取組主旨	<p>公共施設を利用する際の使用料について、施設を「利用する方」と「利用しない方」の税負担における公平性の観点から、次の5つの方針で検証を実施する。</p> <p>①料金設定においては施設に要するコストを把握し算出する。 ②行政負担と受益者負担の割合を明確にする。 ③住民負担の急激な上昇を防ぐための方策を講じる。 ④定期的な使用料見直しを実施する。 ⑤減額・免除制度の検証を行う。</p>

1. 「アクションプラン」スケジュール

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①現状把握		
②庁内検討委員会設置	④分析・検証	
③基本方針策定		⑤施設使用料の見直し

2. 計画期間における取組状況

①現状把握	実施状況	実施済
主な実績	・使用料を徴収する公共施設を対象に、「施設カルテ」に基づく建設、維持管理にかかるコストの把握、利用状況（稼働率）調査等を行いました。	
②庁内検討委員会設置 ③基本方針策定 ④分析・検証	実施状況	一部実施
主な実績	<p>・「行財政改革推進チーム」を庁内の検討委員会に据え、使用料算出根拠の検討や、サンプル調査に基づく使用料改定基準等の検討などを行うとともに、庁外委員で構成する「松阪市行財政改革推進委員会」において、助言等をいただきながら、「使用料見直し基本方針（案）（以下、「方針（案）」）」の作成・検討等を行いました。</p> <p>・周辺自治体の使用料設定状況や見直しの有無等についての調査・比較により、「方針（案）」を検証するとともに、「方針（案）」に基づく市の各施設使用料（案）の算出・分析を行いました。消費増税のタイミング等、算出根拠に流動的な要素があり、使用料改定の時期等について明確化することができず、方針の策定には至りませんでした。</p>	
⑤施設使用料の見直し	実施状況	未実施
主な実績	・「使用料見直し基本方針」策定に至らず、結果として、計画期間中に使用料の見直しを実施することはできませんでした。	

実施状況	実施状況の目安
実施済	実施できたもの。
一部実施	一部実施できたもの。
未実施	実施できなかったもの。

3. 「アクションプラン」記載以外の取組

—

4. 今後の方針

①現状把握 ②庁内検討委員会設置 ③基本方針策定 ④分析・検証 ⑤施設使用料の見直し	今後の方針	再構築
理由等	・「施設使用料」に係る「受益者負担」の検証については、税負担の公平性という観点から前提としてありますが、「サービス提供に係るコストを縮減し、少しでもサービスを利用する方の負担を抑制する」という意識がなければ、「市民本位」の行政サービスは実現できません。 まずはコストの妥当性について、財政や施設マネジメント等の多角的な視点をもって検証を行い、同時に、各サービスについて「公共性」や「必要性」に応じた分類を行うなかで、サービスを利用される方の負担割合を検討します。 「減額・免除制度」についても、受益者負担の公平性を担保するため、有識者等に意見を伺いながら、公共施設が果たす役割を見極めていきます。	

今後の方針	判断の目安
完了	目標達成したもの。
継続	引き続き取り組むもの。
再構築	手法や視点を改善し取り組むもの。
廃止・休止	取組を休止等するべきと判断するもの。

5. 新たに取り組むもの

・サービスを「利用する方」と「利用しない方」が公平な税負担となるように、住民票等諸証明の発行に係る「手数料」についても「受益者負担」の検証を行います。 特に、コンビニ交付をはじめとする、マイナンバー制度と ICT の利活用の推進により生じる各窓口等における事務量、発行総数等の変化を見極め、「少しでもサービスを利用する方の負担を抑制する」という考え方のもと、より効率的で効果的なサービス提供体制を実現できるよう、サービス提供に係るコストについても検証を進め、発行手数料に反映させていく必要があります。

資料編

資料 1	P.21
資料 2	P.24
資料 3	P.27

※P.9「Ⅲ. これからの松阪市行政のあり方の検討 ①合理的に機能する行政組織の構築」を併せてご覧ください。

平成 28 年 9 月 29 日

松阪市長 竹上真人様

これからの松阪市行政のあり方庁内検討委員会
委員長 村林篤

松阪市行政組織機構の改革について（答申）

平成 28 年 3 月 9 日付けで諮問のありました行政組織機構改革について、下記のとおり答申します。

記

1. 行政組織機構改革の検討にあたっての視点

本委員会では市長からの諮問を受けて、時代の移り変わりにともなう、行政に求められるニーズや課題に対して的確に機能するとともに、合併後のスケールメリットを生かし、早期に地域の一体感を醸成した組織体制を構築し、効率的・効果的な行政運営を実現するためには、どのような組織体制であるべきかを念頭に検討を行いました。

2. 諮問事項

新たな「総合計画」の策定にともない、現行組織の状況や役割等を検証しつつ、高度・多様化する行政ニーズへの対応や新たな行政目的、行政課題の解決等に向け、本市が機能していくため「より市民ニーズに応え、スリムで簡素で効率的な行政組織」について検討するよう以下のとおり、平成 28 年 3 月 9 日に諮問を受けました。

- ① より市民ニーズに応えられる組織体制
- ② 市民にわかりやすく、利便性が高い組織体制
- ③ よりスリムで簡素で効率的な組織体制
- ④ 行政目的や行政課題に的確に対応できる組織体制
- ⑤ 地域振興局の組織、役割、機能の整理
- ⑥ 市長部局と教育委員会事務局の最適な組織配置

3. 次期組織機構改革に向けた基本的な考え方

本委員会が次期組織機構改革に向けた検討を行っていくに際し、基本的な考え方としたものは次のとおりです。

(1) 組織編成の考え方

①組織を構成する職員一人ひとりが連携でき、ストレスなく効率的に業務を遂行できる組織とする。

→「職員が仕事をしやすい組織」

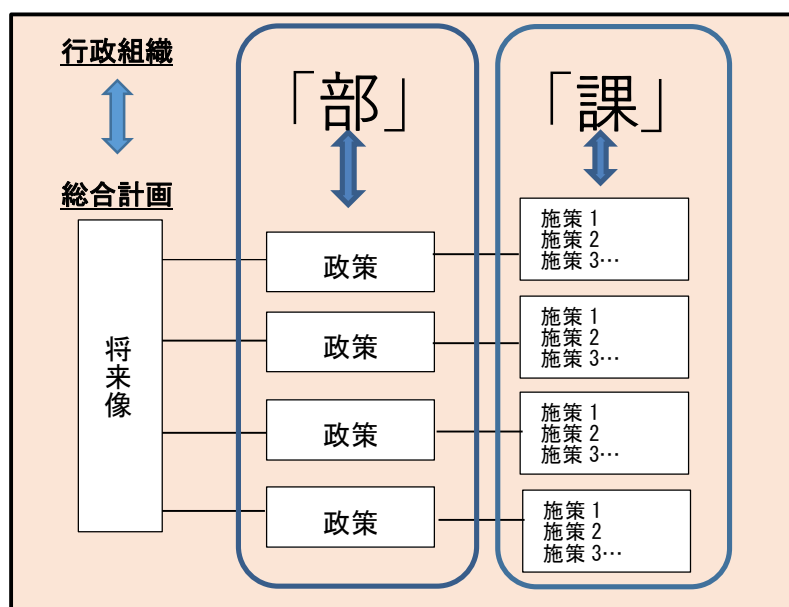
②各種サービスを利用する市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織体制とするため、提供している行政サービスの種類に着目した組織とする。

→「市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織」

③政策・施策の総合的かつ統一的な実現を目指して、行政サービスの提供にかかる基本計画である「総合計画」の政策・施策の体系に基づいた組織とする。

→「政策・施策を実現する組織」

(2) 総合計画と行政組織の相関イメージ図



(3) 行政組織の階層の考え方

「部」・・・市長の直近下位の内部組織とし、複数の「局」又は「課」にて構成する。
 「局」・・・「部」に配置し、複数の「課」にて構成する。
 「課」・・・「部」または「局」に配置し、複数の「係」にて構成する。
 「係」・・・「課」に配置し、行政組織の最小単位とする。

(4) 行政組織の階層における具体的事項

- ・ 諮問内容「スリムで簡素で」という事項からも、現在（H28.4.1 を基準）の部局等の数よりも減少させる方向で整理する。
- ・ 行政組織の階層は、「部」－「局」－「課」－「係」の4階層とする。
- ・ 組織の名称は、市民の視線から、それぞれの担当業務等を連想しやすいものとなるよう配慮する。
- ・ 「部」は、概ね 10 までの「課」にて構成する。
- ・ 「局」は、全ての「部」に設けるものではなく、所管課・担任分野が広範囲に及ぶ場合や分野別に複数の「課」のとりまとめが必要な場合等に全体的なバランス等も鑑み、設置する。
- ・ 「課」については、概ね 5 までの「係」にて構成し、原則、「1 課 1 係」は設置しない。
- ・ 「室」については、「困難な事務でまとまった事務処理が必要なものを専門に処理するため、特に必要であると認める場合に、臨時に対策室として、専門に処理させるもの」や「自然災害等の突発的な事案に対応するためのもの」という位置づけとする。
 また、存続期間について、「課」については、確立した組織であり永続性があるものとし、「室」については、一過性（数年続く場合もあり）の組織という位置づけを行う。このようなことから、「係」レベルの「室」の設置は行わない。
- ・ 「係」については、「課」に配置するものとし、行政組織の最小単位とする。
 （原則、「1 課 1 係」は設置しない。）
- ・ 本庁組織の出先機関については、「〇〇事務所」とし、「課」レベルとする。
- ・ 各施設については、原則として予算を所管する「課」に位置づける。
- ・ 副市長直轄等の場合は、この限りとしない。

※P.11「Ⅲ. これからの松阪市行政のあり方の検討 ②地域主体の地域づくりの推進と市の支援体制」を併せてご覧ください。

●地域主体の地域づくりの推進と市の支援体制

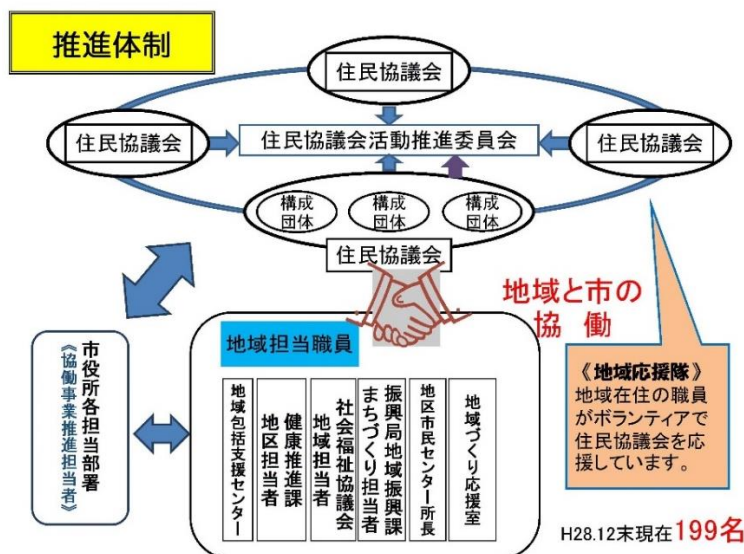
(1) 財政的支援

◎ 活動交付金は、住民協議会が創意工夫を凝らし、自己決定・自己責任のもと地域課題解決のために、安定して事業が実施できるように交付するものです。

状 況	1. 活動交付金内訳			
	(1) 均等割 1地区 515千円			
	(2) 人口割 ①人口分 ②人口規模分(事務人件費加算分)			
	(3) 地域特定加算(飯高管内火葬場加算)			
	(4) コンペ式加算(地域の元気応援事業)			
	(5) ふるさと応援寄附金加算			
	活動交付金交付予算経過(H26~H28)			
	内訳/年度	H26	H27	H28
	均等割	22,145千円	22,145千円	22,145千円
	人口割	26,018千円	26,018千円	26,018千円
事務人件費加算	25,440千円	25,560千円	25,560千円	
ふるさと応援寄附金加算	2,581千円	2,212千円	3,410千円	
コンペ式加算	4,850千円	5,150千円	4,000千円	
地域特定加算	1,200千円	1,200千円	920千円	
計	82,234千円	82,285千円	82,053千円	
2. 地域敬老事業推進特別交付金(高齢者支援課)				

(2) 人的支援

◎ 住民協議会を支援できる職員体制を構築し、住民協議会が自主性や自律性を発揮し、地域づくりの中核を担えるまで自立していただけるようサポートしていきます。



(3) 住民協議会を支援するための市の組織体制

◎ 市職員が「地域主体の地域づくり」の必要性を認識し、地域の連携を意識して、それぞれが担当している業務を行っていきけるよう職員に対する研修などを継続して実施しています。また、地域が自主自立を推進するための研修も継続して実施しています。今後も引き続き体制を整備していく必要があります。

研修や会議内容		H26	H27	H28
住民協議会・市	★住民協議会事務局員研修	5回	8回	7回
	★ファシリテーター研修会	2回	2回	2回
	★住民協議会技能向上研修	2回	5回	1回
	★住民協議会意見交換会	1回	2回	
	★住民協議会視察研修		1回	
対職員	★協働力向上のための研修	2回	1回	4回
	★地域応援隊バルーンアート勉強会			1回
※H28は、平成29年1月末現在				

◎ 平成26年度末を目途に、各協議会において地域計画を策定していただきました。平成27年度から、地域と行政の協働によるまちづくりを推進するために、それぞれの住民協議会の地域計画を洗い出し、行政も地域と共に地域課題の実現に取り組むための、職員研修や事業抽出を行ってきました。

	H26	H27	H28
★地域計画を生かすための研修会	—	10回	4回
★地域計画策定状況	1地区	38地区	41地区

※H28は、平成29年1月末現在

(4) 「住民協議会条例」の制定

◎住民協議会に関する基本的事項、住民協議会と市の役割等について定める「住民協議会条例」を制定しました。

平成27年12月18日	住民協議会と市長との意見交換会開催
平成28年1月12日	市議会全員協議会に対して条例案を説明
平成28年1月4日～ 2月3日	住民協議会条例案に対するパブリックコメント実施
平成28年1月17日	住民協議会条例案に対する意見聴取会開催
平成28年2月18日	2月定例議会に条例を上程
平成28年3月15日	議会において付帯決議を受け、全員一致で条例を可決

◎平成28年度、地域課題解決のための取組の実施

(5) 地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」の創設

◎地域だけでなく、市民活動団体や企業等と連携・協働することにより、お互いの特性や能力を発揮しあいながら、効果的に地域におけるまちづくりが進められる仕組みを強化していきます。

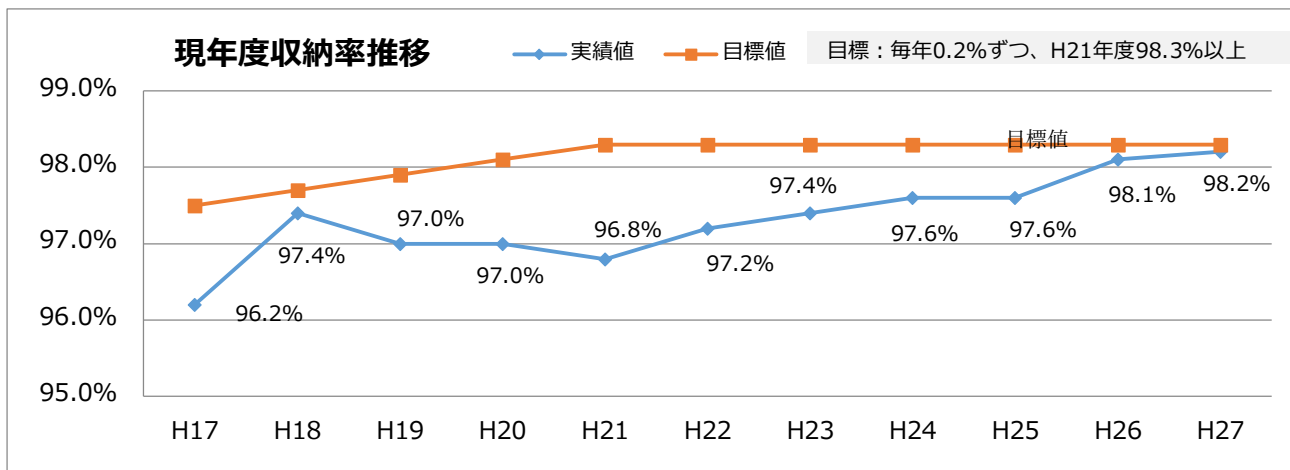
また、平成27年度に創設した登録制度、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」により、多様な魅力を持つ地域づくり活動に取り組む市民活動団体の発掘、育成等を行い、住民協議会等が地域と連携したまちづくりを進めていくための中間支援を行っています。

	H27	H28
げんきアップ松阪登録団体数	11団体	12団体

※H28は、平成29年1月末現在

※P.15「V. 自主財源の確保と公平な受益者負担の検証 ①自主財源の確保」も併せてご覧ください。

1. 市税収納率の向上



※具体的取組

- ・口座振替の推進
- ・特別徴収の全事業所指定
- ・納付環境の整備
- ・納税コールセンター（民間委託）による電話催告
- ・財産差押等の滞納処分の強化

2. 債権回収対策準備室の設置

公平・公正な市政運営を実現するため、市税以外の各種債権についても、徴収を強化する必要があることから、平成 26 年 4 月、「債権回収対策準備室」を設置し、弁護士資格を有する職員を特定任期付職員として採用など、「課」の設置に向けた準備を行った。

平成 27 年 4 月には、「債権回収対策課」とし、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」、「保育園保育料」、「公共下水道受益者負担金」の 4 債権について、担当課による徴収が困難な案件を引き受け、滞納処分等を行った。

◇引き受け滞納額 14,944,696 円 ⇒ 徴収額 9,474,970 円

3. 公有財産売却や貸付

①公有財産の売却

平成 18 年度より公有財産の売却を実施。

◇平成 27 年度までの累計 109,419,692 円

②自動販売機設置事業者公募入札

平成 21 年度より自動販売機設置事業者の公募入札を実施。

◇平成 27 年度までの累計 38,347,769 円

4. 各種広告事業の取組の推進

①有料広告事業

平成 19 年度より広報、市ホームページなどにおいて有料広告事業を実施。

- ・平成 19 年度 4 媒体 2,165,000 円
- ・平成 20 年度 6 媒体 3,053,000 円
- ・平成 21 年度 8 媒体 3,787,000 円
- ・平成 22 年度 9 媒体 3,655,000 円
- ・平成 23 年度 8 媒体 4,312,500 円
- ・平成 24 年度 10 媒体 7,094,600 円
- ・平成 25 年度 10 媒体 6,986,000 円
- ・平成 26 年度 11 媒体 6,857,300 円
- ・平成 27 年度 10 媒体 6,745,300 円

◇平成 27 年度までの累計 44,655,700 円

②ネーミングライツ事業

平成 24 年度より実施。

- ・平成 24 年度 3 施設 2,400,000 円
- ・平成 25 年度 5 施設 6,959,513 円
- ・平成 26 年度 5 施設 7,300,513 円
- ・平成 27 年度 5 施設 7,300,513 円

◇平成 27 年度までの累計 23,960,539 円

5. その他 自主財源確保の取組

- ・松阪市クリーンセンター発電電力売電収入（平成 27 年度～）

◇平成 27 年度 216,679,000 円

- ・松阪市ふるさと応援寄附金【ふるさと納税】（平成 20 年度～）

年度	寄附件数	寄付金額	特記事項等
平成 20 年度	10 件	1,435,000 円	松阪市ふるさと応援寄附金制度創設
平成 21 年度	10 件	2,501,000 円	
平成 22 年度	14 件	1,087,155 円	
平成 23 年度	15 件	1,475,000 円	住民協議会活動への支援の創設
平成 24 年度	28 件	2,176,000 円	
平成 25 年度	37 件	12,480,900 円	
平成 26 年度	644 件	40,492,455 円	「ふるさと特産品」贈呈開始
平成 27 年度	4,914 件	129,567,055 円	税控除「ふるさと納税枠」の拡充

◇平成 27 年度までの累計 5,672 件 191,214,565 円

『松阪市行財政改革大綱』・

『松阪市行財政改革大綱アクションプラン』の取組総括について（報告）

発 行 平成 29 年 3 月

三重県松阪市経営企画部経営企画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

[TEL] 0598-53-4363

[FAX] 0598-26-4030

[Email] kei.div@city.matsusaka.mie.jp

[松阪市 HP] <http://www.city.matsusaka.mie.jp>